

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(50周年記念ホール使用料の額)</p> <p>第9条 <u>第8条の規定にかかわらず、東京農工大学50周年記念ホール(ガーデンを含む。)の使用料の額は、1時間あたり700円とする。</u></p> <p>2 <u>50周年記念ホール(ガーデンを含む。)を使用する者については、1回の使用につき、1,100円の運営費をあわせて徴収する。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、本学教職員が使用申込者として学会等を開催する場合であり、かつ、当該学会等の出席予定者の半数以上が学内者である場合においては、使用料を徴収しない。ただし、第2項に定める運営費については徴収する。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定にかかわらず、本学同窓会が使用する場合については、使用料及び運営費を徴収しない。</u></p> <p>(武蔵野荘使用料の額)</p> <p>第10条 <u>第8条の規定にかかわらず、東京農工大学武蔵野荘の使用料の額については、次のとおりとする。ただし、国立大学法人東京農工大学武蔵野荘使用要項(以下「武蔵野荘使用要項」と</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 本則(第3条―第20条)</p> <p>第3章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 本則</p> <p>(50周年記念ホール使用料の額)</p> <p>第9条 <u>東京農工大学50周年記念ホールの使用料の額については、別に定める。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第10条 <u>削除</u></p>	

いう。)第8条第3項に該当する者については、使用料を徴収しない。

区分		1人1泊分の使用料	備考
和室	こぶし(2名以下)	900円/泊	
	こぶし(3名以上)	700円/泊	
洋室	くぬぎ・なら・ぶな(シングル)	900円/泊	
	かつら(ツイン1名利用時)	900円/泊	
	かつら(ツイン2名利用時)	700円/泊	

(削る)

2 前項の規定にかかわらず、武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費をあわせて徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第3項を適用する場合は、運営費(洗濯代は除く。)を徴収しない。

(削る)

区 分		1人1泊
和室	こぶし	2,500円/泊
洋室	くぬぎ・なら・ぶな・かつら	2,500円/泊

3 武蔵野荘使用要項第3条第2号に定める会合等に武蔵野荘を使用する者については、次に定める運営費を徴収する。ただし、武蔵野荘使用要項第8条第4項を適用する場合は、運営費を徴収しない。

(削る)

区分	1団体1回分の運営費	備考
ラウンジ(ガーデンを含む。)	1,100円	
和室	500円	

附 則(平成29年6月5日規程第19号)

この規程は、平成29年6月5日から施行し、平成29年12月1日から適用する。